

■ 第3章 サーベイランス

第3章 サーベイランス

概 要

感染症対策の判断に資するよう、新型インフルエンザ等の早期探知、発生動向の把握を迅速かつ適切に行うことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前からサーベイランス体制の構築やシステムの整備を行うとともに、感染症の発生動向の把握等の平時のサーベイランスを実施する。

新型インフルエンザ等の発生時には、有事の感染症サーベイランスを実施し、感染症対策の強化又は緩和の判断につなげられるようにする。

準備期

国の取組

- ・ 感染症サーベイランスの実施体制の構築や、電子カルテと発生届の連携に向けた検討を進める等、DXを推進する。

市の取組

実施体制

- 有事における、業務量の大幅な増加に備え、平時から必要となる体制や役割分担を確認し、速やかに体制を拡大できるよう準備を行う。
- 平時から、感染症の発生動向等を把握できるよう、指定届出機関からの患者報告やJIHS、保健環境研究所からの病原体の検出状況・ゲノム情報等が報告される体制を整備する。
- 速やかに有事の感染症サーベイランスの実施体制に移行できるよう、平時から必要な準備を行う。

平時に行う感染症サーベイランス

- 平時から、季節性インフルエンザや新型コロナ等の急性呼吸器感染症について、指定届出機関における患者の発生動向等の複数の情報源から市内の流行状況を把握する。
- JIHS、国、県、保健環境研究所等と連携し、指定届出機関からインフルエンザ患者の検体を入手し、インフルエンザウイルスの型・亜型、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を平時から把握するとともに、感染症サーベイランスシステムを活用し、発生状況について関係機関と共有する。
- ワンヘルス・アプローチの考え方に基づき、県、県家畜保健衛生所、保健環境研究所等と連携し、家きんや豚及び野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況を把握し、新型インフルエンザ等の発生を監視する。

- 医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染したおそれのある者について、保健所に情報提供があった場合に、関係者間で情報共有を速やかに行う体制を整備する。

人材育成(研修の実施)

- 国やJIHS等で実施される感染症対策等に関する研修会や実地疫学専門家養成コース(FETP-J)⁹、感染症危機管理リーダーシップ研修¹⁰等に、保健所及び保健環境研究所の職員等を積極的に派遣する。また、感染症に関する講習会等を開催すること等により、保健所の職員等に対する研修の充実を図る。

DXの推進

- 平時より、医師や指定届出機関の管理者からの電磁的な方法による発生届及び退院等の届出の提出を促進する。

分析結果の共有

- 国や県などと連携し、国から提供された感染症の特徴や病原体の性質(病原性・感染性・薬剤への感受性など)、ゲノム情報、臨床像などの情報をもとにサーベイランスの分析結果を迅速に関係機関のメーリングリストを活用して共有する。必要に応じて北九州市感染症対策連絡会等を開催し、関係機関との情報共有をさらに進める。
- 正確な情報を市民に分かりやすく提供・共有するとともに、情報等の公表を行うに当たっては、まん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。

⁹ FETP (Field Epidemiology Training Program-Japan の略)は、感染症危機管理事例を迅速に探知して適切な対応を実施するための中核となる実地疫学者を養成し、その全国規模ネットワークを確立することを目的として、JIHS が実施している実務研修。

¹⁰ 公衆衛生行政、医療提供体制、感染症疫学や臨床等に関する専門的な知見や経験を有する既存の多様な職種の感染症専門人材に対し、地域における将来の感染症危機への対応においてリーダーシップを発揮する人材として、感染症危機管理に必要な知識やスキルの修得や維持・向上を図ることを目的とし、国が実施している研修。

初動期

国の取組

- ・ 準備期からの感染症サーベイランスの継続に加えて、当該感染症に対する疑似症¹¹サーベイランスの開始。
- ・ リスク評価等に基づく感染症サーベイランス体制の強化。

市の取組

実施体制

- 新型インフルエンザ等の発生時に、国による初期段階のリスク評価に基づき、有事の感染症サーベイランスの実施体制への移行について判断するとともに、実施体制の整備を進める。

有事の感染症サーベイランス¹²の開始

- 準備期から実施している感染症サーベイランスを継続するとともに、新たな感染症の発生が探知され、国から疑似症の症例定義が示された場合、当該感染症に対する疑似症サーベイランスを開始する。
- 国の方針に基づき、新型インフルエンザ等の患者の全数把握をはじめとする患者発生サーベイランス等の強化により、患者の発生動向等の迅速かつ的確な把握を強化する。
- 感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等の必要な知見を得るため、入院者数や重症者数の収集(入院サーベイランス)及び病原体ゲノムサーベイランスを行う等、有事の感染症サーベイランスを開始する。
- 保健環境研究所は、JIHSが示す検査の体制整備に努めるとともに、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある者から採取した検体を検査する体制を整え、必要に応じ、JIHSに確認検査等の依頼を行う。

¹¹ 疑似症

発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの

¹² 有事の感染症サーベイランスにおいても、新たな感染症に対し、症例定義に基づき、患者の発生動向(患者発生サーベイランス)、入院者数、重症者数の収集(入院サーベイランス)、ウイルスゲノム情報の収集(病原体ゲノムサーベイランス)等の複数のサーベイランスを実施する。

対応期

国の取組

- ・ 流行状況に応じた感染症サーベイランスの実施。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生状況に応じた実施体制の見直し、適切な感染症サーベイランスの実施体制への移行。

市の取組

実施体制

- 新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、感染症サーベイランスの実施方法について、必要な見直しを行い、適切な感染症サーベイランスの実施体制の検討や見直しを行う。

感染状況に応じたサーベイランスの実施

- 市内の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、流行状況に応じたサーベイランスを実施する。
- 患者数の増加に伴う医療機関や保健所等の業務負担を考慮し、国において患者の全数把握から、医療機関からの患者報告による定点把握を含めた適切な感染症サーベイランスに移行する方針が示された場合、市においても同様の対応を行う。

感染症サーベイランスから得られた情報の市民への共有

- 国や県等と連携し、感染症サーベイランスにより市内の新型インフルエンザ等の発生状況等を迅速に把握し、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、ゲノム情報、臨床像等の情報を含め関係機関に共有するとともに、市民へ新型インフルエンザ等の発生状況等について迅速に提供・共有する。
- 特に新型インフルエンザ等対策の強化又は緩和を行う場合等の対応においては国のリスク評価に基づく情報を共有し、各種対策への理解・協力を得るため、可能な限り科学的根拠に基づいて市民に分かりやすく情報を提供・共有する。